契約後ＶＥ工事の指定

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事とする。
契約後ＶＥ方式に関する事項は、「土木部契約後ＶＥ方式試行要領」及び下記の特記仕様書による。
なお、本工事については、建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）に以下の条項を追加する。

○建設工事請負基準約款
（設計図書の変更に係るＶの提案）
第２０条の２　発注者が指定した工事について、受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
２　発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。
３　発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金を変更しなければならない。

契約後のＶＥ工事の特記仕様書

1　定義
「ＶＥ提案」とは、約款第２０条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。
2　ＶＥ提案の意義及び範囲
(1) 受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わないものとする。
(2) 以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。
① 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
② 条件変更が確認された後の提案
③ 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案
3　ＶＥ提案書の提出
(1) 受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（様式１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。
① 設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
② ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
③ ＶＥ提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
⑤ 工業所有権を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
⑥ その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項
(2) 発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
(3) 受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。
(4) ＶＥ提案に関する費用は、受注者の負担とする。
4　ＶＥ提案の審査
ＶＥ提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
5　ＶＥ提案の採否等
(1) 発注者はＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内に受注者に通知（様式５）しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときには、あらかじめ受注者の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。
(2) 提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、採用しない理由を付して行うものとする。
(3) 発注者は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第２０条の２の規定に基づくものとする。
(4) 発注者は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第２５条の規定により、請負代金額の変更を行うものとする。
(5) 前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。
(6) ＶＥ提案を採用した後、約款第１９条の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
(7) 発注者は、約款第１９条の条件変更が生じた場合には、約款第２５条第１項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ＶＥ提案を採用した後、約款第１９条の条件変更が生じた場合の前記(5)のＶＥ管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰すことができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、双方協議して定めるものとする。

6　ＶＥ提案の保護
ＶＥ提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。
7　責任の所在
発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

（Ａ４　縦）
様式１

年　月　日

Ｖ　Ｅ　提　案　書

新潟県知事　○○　○○　様

受注者
住　所
氏　名　　印

建設工事請負基準約款第２０条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工　事　名： 契約締結日：	連絡者　氏名 TEL FAX

ＶＥ提案の概要

（注）　記入欄が不足する場合は、様式１に準じて記入して下さい。
概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額（千円）
概　算　低　減　額　合　計		

ＶＥ提案の詳細

（１）　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比等
（２）　ＶＥ提案による概算低減額の算出根拠
（３）　その他詳細資料及び図面

（Ａ４　縦）
様式２

番号		項目内容	

（１）　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比

【現状】……略図等	【改善案】……略図等

（２）　提案理由

（３）　ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）　品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）　その他

（Ａ４　縦）
様式４

番号		項目内容	

（１）　関連工事との関係

（２）　工業所有権を含むＶＥ提案である場合、その取扱に関する事項

（３）　ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（Ａ４　縦）
様式５

第　　号
令和　　年　　月　　日

ＶＥ提案採否通知書

受注者
住　所
氏　名　　様

新潟県知事　○○　○○

特記仕様書「　ＶＥ提案について」に基づき、令和　　年　　月　　日付けで提出されましたＶＥ提案の審査結果は、下記のとおりです。

工　事　番　号： 工　事　名： 契約締結日：令和　　年　　月　　日	ＶＥ提案項目数： 採　用　項　目　数： 不採用　項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番号	項目内容	採否区分	適否の理由	特記事項
		採・否		
		採・否		
		採・否		

（注）　採否に関する問い合わせ先
新潟県土木部都市局営繕課　　班　　電話番号：

（Ａ４　横）
様式３

番　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【現状】				単位：千円		【改善案】				単位：千円	
名称及び品質・寸法	数　量	単位	単　価	金　　額		名称及び品質・寸法	数　量	単位	単　価	金　　額	

番号に○印を付けたものを適用する。

変更		発注者 新潟県土木部都市局営繕課	○○○○設計事務所		工事名称 ○○○○○○○○工事	図面番号 A-＊
					図面名称 建築工事特記仕様書（そのＶ）　Ver.080401	縮尺 Free	意匠 電気 構造 機械